

堺市公報 第112号	令和2年3月13日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○土壌汚染対策法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定全部解除について 【環境局環境保全部環境対策課】.....	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称 変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在 地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】.....	9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	16
○民生委員の定数について	
【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	17
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	17
○堺市旅館業法施行条例第3条第1項第6号に規定する市長が指定する施設についての一部改正について	
【健康福祉局保健所環境薬務課】	18
○ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定についての一部改正について	
【健康福祉局保健所環境薬務課】	19
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	19
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	22
<公告>	
○堺市立鴨谷体育館等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	25

○堺市立日高少年自然の家の利用料金について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	29
○堺市立日高少年自然の家の休館日について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	29
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	30
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	31
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	33
○堺市大仙公園日本庭園の利用料金について	
【建設局公園緑地部大仙公園事務所】	34
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	35
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	36
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	37
<上下水道局告示>	
○公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について	
【上下水道局下水道部下水道管路課】	38
<選挙管理委員会公表>	
○堺市議会議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正後の要旨の公表に ついて	
【選挙管理委員会事務局】	39
<人事委員会規則>	
○堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
【人事委員会事務局】	43
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改 正する規則	
【人事委員会事務局】	43

告 示

堺市告示第60号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、令和元年堺市告示第460号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

- 1 指定解除する形質変更時要届出区域
堺市中区大野芝町183番2、184番、184番2及び185番3の各々の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

堺市告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9	令和2年1月1日
堺複十字診療所	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 南海堺東ビル8階	令和2年1月1日
あおいクリニック	堺市北区北長尾町1-2-2 サンライズ堺207	令和2年1月1日
でぐち腎泌尿器クリニック	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 南海堺東ビル8階 南海堺東駅クリニックセンター	令和2年2月1日
てらもと脳神経外科クリニック	堺市北区長曾根町3082-1	令和2年2月1日
しょうのクリニック	堺市北区長曾根町3082-1 クリニックステーションなかもず2F-B	令和2年2月1日
しんかなクリニック	堺市北区長曾根町720-1 2階	令和2年2月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
さかき歯科	堺市堺区中瓦町1-4-20 松本ビル5F	令和2年1月30日
星野歯科	堺市南区御池台2-2-1	令和元年11月5日
やまいし歯科クリニック	堺市美原区大饗168-1	令和2年2月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
井上薬局	堺市北区百舌鳥梅北町1-10 ライブコート三国ヶ丘1階	令和2年1月1日

はなまる薬局なかもず店	堺市北区長曾根町3082-1 クリニックステーションなかもず1階	令和2年2月1日
しのめ八千代薬局	堺市北区東雲東町2-1-18	令和2年1月1日
スギ薬局堺旭ヶ丘店	堺市堺区旭ヶ丘中町1-1-21	令和2年1月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
ラポール訪問看護ステーション	堺市東区日置荘北町2-10-28 A103号	令和2年2月1日
訪問看護ステーションケアリング	堺市東区引野町2-102-4	令和2年2月1日

堺市告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
山口医院	堺市北区大豆塚町1-26-7	平成31年1月31日
堺高島屋内診療所	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店内5F	令和元年12月31日

ヤマグチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	令和元年12月31日
飯田原山台診療所	堺市南区原山台4-5-3	令和元年12月31日
あおいクリニック	堺市北区北長尾町1-2-2 サンライズ堺207	令和元年12月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
みやわき歯科	堺市中区深阪2-11-1 吉田ビル2F	令和元年10月29日
沢田歯科	堺市東区大美野157-6	令和元年11月10日
星野歯科	堺市南区御池台2-2-1	令和元年11月4日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
井上薬局	堺市北区百舌鳥梅北町1-10 ライブコート三国ヶ丘1階	令和元年12月31日
しののめ八千代薬局	堺市北区東雲東町2-1-18	令和元年12月31日
セレン薬局堺店	堺市中区深井沢町3329 メゾン深井103号	令和元年11月27日
スギ薬局大仙店	堺市堺区大仙西町6-184-3 コジマNEW堺店1階	令和元年12月31日
ダイヘイ薬局	堺市西区津久野町1-21-20	令和2年1月31日

堺市告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更につ

いて届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
近藤眼科	さくら眼科	堺市堺区南花田口町2-1-18 新堺東ビル1階	令和2年2月1日

堺市告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
ケアプラス訪問看護ステーション	堺市堺区向陵中町6-6-25	堺市堺区向陵中町6-6-1	令和2年2月1日

堺市告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホームここから百舌鳥西之町	堺市北区百舌鳥西之町 2-218-1	令和元年12月13日

堺市告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	山口医院	堺市北区大豆塚町1-26 -7	平成31年1月31日

訪問看護	山口医院	堺市北区大豆塚町1-26-7	平成31年1月31日
訪問リハビリテーション	山口医院	堺市北区大豆塚町1-26-7	平成31年1月31日
居宅療養管理指導	一般財団法人大阪府結核予防会 堺高島屋内診療所	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店内5階	令和元年12月31日
訪問リハビリテーション	一般財団法人大阪府結核予防会 堺高島屋内診療所	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店内5階	令和元年12月31日
訪問看護	一般財団法人大阪府結核予防会 堺高島屋内診療所	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店内5階	令和元年12月31日
訪問リハビリテーション	医療法人尚瑛会 飯田原山台診療所	堺市南区原山台4-5-3	令和元年12月31日
居宅療養管理指導	医療法人尚瑛会 飯田原山台診療所	堺市南区原山台4-5-3	令和元年12月31日
訪問看護	医療法人尚瑛会 飯田原山台診療所	堺市南区原山台4-5-3	令和元年12月31日
居宅療養管理指導	星野歯科	堺市南区御池台2-2-1	令和元年11月4日
居宅療養管理指導	沢田歯科	堺市東区大美野157-6	令和元年11月10日
居宅療養管理指導	井上薬局	堺市北区百舌鳥梅北町1-10 ライブコート三国ヶ丘1階	令和元年12月31日
居宅療養管理指導	スギ薬局大仙店	堺市堺区大仙西町6-18 4-3 コジマNEW堺店1階	令和元年12月31日
介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局大仙店	堺市堺区大仙西町6-18 4-3 コジマNEW堺店1階	令和元年12月31日
介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局堺福田店	堺市中区福田867	令和元年11月20日
居宅療養管理指導	スギ薬局堺福田店	堺市中区福田867	令和元年11月20日

居宅療養管理指導	ペガサス訪問看護ステーション	堺市西区鳳北町10-10	平成30年9月30日
介護予防居宅療養管理指導	ペガサス訪問看護ステーション	堺市西区鳳北町10-10	平成30年9月30日
訪問介護	訪問介護みらい	堺市中区土師町1-14-17	平成20年4月30日
訪問介護	介護サービス御池	堺市南区御池台4-3-5	令和元年10月11日
訪問介護	ルルポ泉ヶ丘ヘルパーステーション	堺市南区三原台1-2-3	令和元年12月31日
居宅介護支援	ルルポ泉ヶ丘ケアプランセンター	堺市南区三原台1-2-3	令和元年12月31日
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設マドンナ	堺市堺区一条通11-25ライズOTMビル1階	令和元年12月31日

堺市告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
居宅介護支援	アースサポート堺浜寺	堺市西区浜寺石津町中1-9-24	令和2年3月1日

堺市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
居宅療養管理指導	医療法人医聖会 近藤眼科	医療法人医聖会 さくら眼科	堺市堺区南花田 口町2-1-18 新堺東ビル1 階	令和2年2月 1日
訪問リハビリテーション	医療法人医聖会 近藤眼科	医療法人医聖会 さくら眼科	堺市堺区南花田 口町2-1-18 新堺東ビル1 階	令和2年2月 1日
訪問看護	医療法人医聖会 近藤眼科	医療法人医聖会 さくら眼科	堺市堺区南花田 口町2-1-18 新堺東ビル1 階	令和2年2月 1日

堺市告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支

援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護	ケアプラス訪問看護ステーション	堺市堺区向陵中町6-6-25	堺市堺区向陵中町6-6-1	令和2年2月1日
介護予防訪問看護	ケアプラス訪問看護ステーション	堺市堺区向陵中町6-6-25	堺市堺区向陵中町6-6-1	令和2年2月1日
特定介護予防福祉用具販売	指定居宅レンタルサービス ケアプラス	堺市堺区向陵中町6-6-25	堺市堺区向陵中町6-6-1	令和2年2月1日
福祉用具貸与	指定居宅レンタルサービス ケアプラス	堺市堺区向陵中町6-6-25	堺市堺区向陵中町6-6-1	令和2年2月1日
特定福祉用具販売	指定居宅レンタルサービス ケアプラス	堺市堺区向陵中町6-6-25	堺市堺区向陵中町6-6-1	令和2年2月1日
介護予防福祉用具貸与	指定居宅レンタルサービス ケアプラス	堺市堺区向陵中町6-6-25	堺市堺区向陵中町6-6-1	令和2年2月1日
訪問介護	有限会社ケア・フル和	堺市西区鳳南町5-512	堺市西区鳳東町3-279	令和2年1月1日
介護予防訪問サービス	有限会社ケア・フル和	堺市西区鳳南町5-512	堺市西区鳳東町3-279	令和2年1月1日
居宅介護支援	有限会社ケア・フル和	堺市西区鳳南町5-512	堺市西区鳳東町3-279	令和2年1月1日

特定介護予防 福祉用具販売	介護ヘルパー ステーション ほほえみ	堺市堺区三宝町4 -272-1	堺市堺区海山町4- 165-1 ルネ102号	令和2年1月 1日
介護予防訪問 サービス	介護ヘルパー ステーション ほほえみ	堺市堺区三宝町4 -272-1	堺市堺区海山町4- 165-1 ルネ102号	令和2年1月 1日
訪問介護	介護ヘルパー ステーション ほほえみ	堺市堺区三宝町4 -272-1	堺市堺区海山町4- 165-1 ルネ102号	令和2年1月 1日
介護予防福祉 用具貸与	介護ヘルパー ステーション ほほえみ	堺市堺区三宝町4 -272-1	堺市堺区海山町4- 165-1 ルネ102号	令和2年1月 1日
特定福祉用具 販売	介護ヘルパー ステーション ほほえみ	堺市堺区三宝町4 -272-1	堺市堺区海山町4- 165-1 ルネ102号	令和2年1月 1日
福祉用具貸与	介護ヘルパー ステーション ほほえみ	堺市堺区三宝町4 -272-1	堺市堺区海山町4- 165-1 ルネ102号	令和2年1月 1日
介護予防訪問 サービス	ケアプラスヘル パーステーション	堺市堺区向陵中町 6-6-25	堺市堺区向陵中町6 -6-1	令和2年2月 1日
訪問介護	ケアプラスヘル パーステーション	堺市堺区向陵中町 6-6-25	堺市堺区向陵中町6 -6-1	令和2年2月 1日
居宅介護支援	ケアプラス介 護支援ステーション	堺市堺区向陵中町 6-6-25	堺市堺区向陵中町6 -6-1	令和2年2月 1日
介護予防訪問 サービス	S-ONE介 護センター	堺市西区鳳西町2 -15-10	堺市西区浜寺船尾町 西1-242	令和元年7月 1日
訪問介護	S-ONE介 護センター	堺市西区鳳西町2 -15-10	堺市西区浜寺船尾町 西1-242	令和元年7月 1日
居宅介護支援	ほほえみケア プランセンター	堺市堺区三宝町4 -272-1	堺市堺区海山町4- 165-1 ルネ102号	令和2年1月 1日
訪問介護	フェリーチェ 三国ヶ丘ヘル パーステーション	堺市北区東三国ヶ 丘町4-1-28	堺市堺区北三国ヶ丘 町5-2-1	令和2年1月 1日

介護予防訪問サービス	フェリーチェ三国ヶ丘ヘルパーステーション	堺市北区東三国ヶ丘町4-1-28	堺市堺区北三国ヶ丘町5-2-1	令和2年1月1日
介護予防訪問サービス	故郷訪問介護ステーション	堺市中区深井清水町3555 小林ビル201号室	堺市南区御池台4-7-2	令和2年2月1日
訪問介護	故郷訪問介護ステーション	堺市中区深井清水町3555 小林ビル201号室	堺市南区御池台4-7-2	令和2年2月1日
特定福祉用具販売	バンビ福祉用具サービス	堺市西区鳳西町2-28-2 マンション・ラ・メール202号	堺市北区野遠町110-10 松南荘218号室	令和2年2月1日
福祉用具貸与	バンビ福祉用具サービス	堺市西区鳳西町2-28-2 マンション・ラ・メール202号	堺市北区野遠町110-10 松南荘218号室	令和2年2月1日
特定介護予防福祉用具販売	バンビ福祉用具サービス	堺市西区鳳西町2-28-2 マンション・ラ・メール202号	堺市北区野遠町110-10 松南荘218号室	令和2年2月1日
介護予防福祉用具貸与	バンビ福祉用具サービス	堺市西区鳳西町2-28-2 マンション・ラ・メール202号	堺市北区野遠町110-10 松南荘218号室	令和2年2月1日

堺市告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
浅野 貢治	浅野 貢治 (出張専門)	堺市西区鳳西町1-83-1 グランドウール鳳102号	令和2年2月3日
熊本 海人	訪問はりきゅうKEiROW堺中央ステーション	堺市堺区熊野町東3-218 熊野ハイツ101	令和2年2月6日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
小林 紘二	小林整骨院	堺市北区中百舌鳥町6-1020-3	令和2年2月1日
浦田 直樹	小林整骨院	堺市北区中百舌鳥町6-1020-3	令和2年2月1日

堺市告示第71号

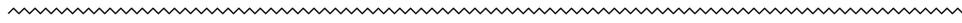
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
小林 紘二	小林整骨院	堺市北区中百舌鳥町6 -1023-1	令和2年1月31日



堺市告示第72号

堺市民生委員定数条例（平成27年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり堺市の民生委員の定数を定めたので告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

堺市の民生委員の定数を1,168人とする。



堺市告示第73号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
小林 武弥	整形外科	肢体不自由	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁目1番1号	令和2年3月1日

中西 勇人	整形外科	肢体不自由	社会医療法人頌徳会 日野病院	堺市東区北野田626番地	令和2年3月1日
田中 秋生	内科	じん臓機能障害	社会医療法人清恵会 清恵会向陵クリニック	堺市堺区向陵中町6丁4番10号	令和2年3月1日
植田 祐美子	内科	じん臓機能障害	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4丁465	令和2年3月1日
江川 治彦	内科	じん臓機能障害	医療法人若葉会 堺若葉会病院	堺市北区新金岡町4丁1-7	令和2年3月1日
山田 博	透析内科	じん臓機能障害	医療法人恵泉会 堺平成病院	堺市中区深井沢町6番地13	令和2年3月1日
庄野 嘉治	内科・外科 ・婦人科・ 内視鏡内科	ぼうこう又は直腸機能障害・小腸機能障害・肝臓機能障害	しょうのクリニック	堺市北区長曾根町3082-1 クリニックステーションなかもず2階	令和2年3月1日
寺本 佳史	脳神経外科 ・脳神経内科・リハビリテーション科	肢体不自由	てらもと脳神経外科クリニック	堺市北区長曾根町3082-1	令和2年3月1日

堺市告示第74号

堺市旅館業法施行条例第3条第1項第6号に規定する市長が指定する施設について（平成27年告示第88号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤 英機

本則の表大浜公園相撲場の項及び大浜公園テニスコートの項を削り、同表大浜公園プー

ルの項中「同 堺区」を「堺市堺区」に改め、同表大浜公園野球場の項、堺市立大浜体育館の項、浅香山公園野球場の項、土居川公園テニスコートの項、三宝公園野球場の項、堺市原池公園スケートボードパークの項、堺市原池公園体育館の項、白鷺公園運動広場の項、白鷺公園野球場の項、堺市家原大池体育館の項、堺市立鴨谷体育館の項、鴨谷野球場の項、泉ヶ丘プールの項、堺市荒山テニスコートの項、堺市金岡公園体育館の項、金岡公園野球場の項、金岡公園陸上競技場の項及び金岡公園テニスコートの項を削る。

堺市告示第75号

ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定について（平成26年告示第88号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

本則の表（仮称）新在家西広場の項中「（仮称）新在家西広場」を「新在家西広場予定地」に改め、同表北余部北街区公園の項中「北余部北街区公園」を「北余部北街区公園予定地」に改め、同表菩提町公園建設予定地の項中「美原区菩提」を「美原区大饗」に改める。

堺市告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
下田深井中町線	中区深井中町1174番28地先	旧	4.21	18.80	(2043)
			4.36		
	中区深井中町1174番28地先	新	5.46	18.80	
			5.53		



堺市告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧
に供する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
石津14号線	堺区石津町2丁1363番1地先	旧	1.52 1.83	18.35	(4038) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区石津町2丁1363番1地先	新	3.11 3.27		
石津24号線	堺区石津町2丁1363番1地先	旧	1.71 2.35	18.64	(4048) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区石津町2丁1363番1地先	新	3.21 3.53		
遠里小野南清水3号線	堺区高須町3丁61番5地先	旧	4.54	2.00	(4091) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区高須町3丁61番5地先	新	4.54		
遠里小野6号線	堺区遠里小野町4丁170番1地先	旧	5.47	2.50	(4097) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区遠里小野町4丁170番1地先	新	5.47		
東八田27号線	中区東八田114番1地先	旧	3.44 3.50	4.22	(4493) 開発に伴う寄付 関係分
	中区東八田114番1地先	新	4.71 4.72		
深井中20号線	中区深井中町743番12地先	旧	3.88 6.03	13.58	(7141) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町743番12地先	新	5.29 6.03		
北野田13号線	東区北野田365番25地先	旧	3.76 4.70	9.33	(4180) 開発に伴う寄付 関係分
	東区北野田365番25地先	新	4.25 4.70		
上野芝向ヶ丘27号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁760番7地先	旧	3.88 4.00	1.95	(7081) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上野芝向ヶ丘町5丁760番7地先	新	4.00 4.00		
鳳中14号線	西区鳳中町8丁268番3地先	旧	2.73	12.74	(4160) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町8丁268番3地先	新	3.37		
津久野30号線	西区津久野町2丁281番2地先	旧	2.07 2.69	17.13	(7034) 開発に伴う寄付 関係分
	西区津久野町2丁281番1地先	新	3.04 3.35		
浜寺石津中39号線	西区浜寺石津町中5丁791番3地先	旧	3.16 3.21	11.59	(4096) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中5丁791番1地先	新	3.58 3.61		

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
金岡13号線	北区金岡町2326番6地先	旧	2.75 3.85	15.28	(ハ171) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2326番9地先	新	5.00 7.10	15.28	
金岡30号線	北区金岡町794番1地先	旧	1.48 2.81	28.98	(ハ188) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町794番1地先	新	2.74 4.00	28.98	
金岡31号線	北区金岡町794番1地先	旧	2.69 2.87	6.68	(ハ189) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町794番1地先	新	3.34 3.44	6.68	
平尾29号線	美原区平尾1929番13地先	旧	4.42	2.00	(E695) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区平尾1929番13地先	新	4.42	2.00	
南野田4号線	東区南野田170番64地先	旧	4.00	37.64	(シ140) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	東区南野田170番65地先	新	5.35	37.64	
泉大津美原線(現)	西区草部868番7地先	旧	8.38 8.69	0.35	(F036) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	西区草部868番7地先	新	8.69 8.69	0.35	
鳳南23号線	西区鳳南町5丁574番15地先	旧	3.55 5.14	54.07	(ヲ262) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	西区鳳南町5丁574番4地先	新	5.30 6.35	54.07	
多治井17号線	美原区多治井674番4地先	旧	2.19 2.85	37.50	(ヲ435) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	美原区多治井674番8地先	新	3.14 4.00	37.50	

公 告

堺市公告第147号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び第21条第1項第2号並びに堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び第20条第1項第2号の規定に基づき、堺市立鴨谷体育館等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市スポーツ施設条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 開館（場）時間

【鴨谷体育館】

9時から21時まで（ただし、12月29日にあつては、17時まで）

【鴨谷野球場】

7時から19時まで（5月～8月）

9時から17時まで（9月～4月）

【荒山テニスコート】

8時から18時まで（4月・9月）

8時から19時まで（5月～8月）

8時から17時まで（10月～3月）

2 休館（場）日

【鴨谷体育館】

原則として、毎月第2月曜日及び12月30日から翌年1月4日まで

【鴨谷野球場】

12月30日から翌年1月4日まで

【荒山テニスコート】

12月30日から翌年1月4日まで

3-1 鴨谷体育館専用(団体)利用料金

(単位:円)

種別	区分		午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00~12:00	13:00~15:00	15:00~17:00	17:30~21:00	9:00~15:00	9:00~17:00	13:00~17:00	13:00~21:00	15:00~21:00	9:00~21:00	
第一体育室	全面	平日	一般	6,100	4,900	4,900	11,000	11,000	15,900	9,800	20,800	15,900	26,900
			生徒等	3,050	2,450	2,450	5,500	5,500	7,950	4,900	10,400	7,950	13,450
		休日等	一般	7,320	5,880	5,880	13,200	13,200	19,080	11,760	24,960	19,080	32,280
			生徒等	3,660	2,940	2,940	6,600	6,600	9,540	5,880	12,480	9,540	16,140
	1/2面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
第二体育室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
第三体育室	全面	平日	一般	2,500	2,050	2,050	5,700	4,550	6,600	4,100	9,800	7,750	12,300
			生徒等	1,250	1,000	1,000	2,850	2,250	3,250	2,000	4,850	3,850	6,100
		休日等	一般	3,000	2,460	2,460	6,840	5,460	7,920	4,920	11,760	9,300	14,760
			生徒等	1,500	1,200	1,200	3,420	2,700	3,900	2,400	5,820	4,620	7,320
第四体育室	全面	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150
			生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050
		休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380
			生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660
トレーニング室	全面	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150
			生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050
		休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380
			生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660
研修室	全面	平日	1,000	800	800	2,300	1,800	2,600	1,600	3,900	3,100	4,900	
		休日等	1,200	960	960	2,760	2,160	3,120	1,920	4,680	3,720	5,880	

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日という。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下この表において「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが、学校教育活動において使用する場合
- (5) 5月15日~10月15日、12月1日~3月20日を冷暖房実施期間とし、冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の使用に当たっては、当該使用施設の平日使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の4割の額)を加算する。《3-2参照》
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号又は第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、同様とする。

3-2 鴨谷体育館 冷暖房実施期間利用料金 (5月15日～10月15日及び12月1日～3月20日)

(単位:円)

種別	区分		午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:30～21:00	9:00～15:00	9:00～17:00	13:00～17:00	13:00～21:00	15:00～21:00	9:00～21:00	
第一体育室	全面	平日	一般	8,540	6,860	6,860	15,400	15,400	22,260	13,720	29,120	22,260	37,660
			生徒等	4,270	3,430	3,430	7,700	7,700	11,130	6,860	14,560	11,130	18,830
		休日等	一般	9,760	7,840	7,840	17,600	17,600	25,440	15,680	33,280	25,440	43,040
			生徒等	4,880	3,920	3,920	8,800	8,800	12,720	7,840	16,640	12,720	21,520
	1/2面	平日	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040
			生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520
		休日等	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760
			生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880
第二体育室	全面	平日	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040
			生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520
		休日等	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760
			生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880
	1/2面	平日	一般	2,170	1,750	1,750	3,920	3,920	5,670	3,500	7,420	5,670	9,590
			生徒等	1,050	840	840	1,960	1,890	2,730	1,680	3,640	2,800	4,690
		休日等	一般	2,480	2,000	2,000	4,480	4,480	6,480	4,000	8,480	6,480	10,960
			生徒等	1,200	960	960	2,240	2,160	3,120	1,920	4,160	3,200	5,360
第三体育室	全面	平日	一般	3,500	2,870	2,870	7,980	6,370	9,240	5,740	13,720	10,850	17,220
			生徒等	1,750	1,400	1,400	3,990	3,150	4,550	2,800	6,790	5,390	8,540
	休日等	一般	4,000	3,280	3,280	9,120	7,280	10,560	6,560	15,680	12,400	19,680	
		生徒等	2,000	1,600	1,600	4,560	3,600	5,200	3,200	7,760	6,160	9,760	
第四体育室	全面	平日	一般	1,750	1,400	1,400	4,060	3,150	4,550	2,800	6,860	5,460	8,610
			生徒等	840	700	700	2,030	1,540	2,240	1,400	3,430	2,730	4,270
	休日等	一般	2,000	1,600	1,600	4,640	3,600	5,200	3,200	7,840	6,240	9,840	
		生徒等	960	800	800	2,320	1,760	2,560	1,600	3,920	3,120	4,880	
トレーニング室	全面	平日	一般	1,750	1,400	1,400	4,060	3,150	4,550	2,800	6,860	5,460	8,610
			生徒等	840	700	700	2,030	1,540	2,240	1,400	3,430	2,730	4,270
	休日等	一般	2,000	1,600	1,600	4,640	3,600	5,200	3,200	7,840	6,240	9,840	
		生徒等	960	800	800	2,320	1,760	2,560	1,600	3,920	3,120	4,880	
研修室	全面	平日	1,400	1,120	1,120	3,220	2,520	3,640	2,240	5,460	4,340	6,860	
		休日等	1,600	1,280	1,280	3,680	2,880	4,160	2,560	6,240	4,960	7,840	

備考 この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
- ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合

3-3 鴨谷体育館共用(個人)利用料金

(単位:円)

トレーニング共用利用	1人1回	一般220円	生徒等110円
その他共用利用	1人1種1回	一般220円	生徒等110円 高齢者・障害者110円

備考

- (1) この表において「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) この表において「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- (3) この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合
- (4) 「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。また、障害者の介助者1人についてもこの料金を適用する。

3-4 鴨谷体育館 附属設備利用料金

(単位：円)

種類	単位		利用料金
マイクロホン	1本	1回	500
ワイヤレスマイク	1本	1回	300
音響	1台	1回	500
放送室設備費	1式	1日	2,030
ストップウォッチ	1個	1回	100
トランポリン(練習用)	1組	1回	1,010
レクリエーション器具	1式	1回	2,030
審判台	1台	1回	100
得点板	1台	1回	100
移動ステージ	1台	1回	1,010
演台	1台	1回	500
卓球用フェンス	1枚	1回	30
ウレタンマット(厚)	1枚	1回	500
フロアシート	1枚	1回	50
コインロッカー	1か所		50
卓球得点板	1台	1回	50

(単位：円)

種類	単位		利用料金
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
マット(長)	1枚	1回	100
マット(短)	1枚	1回	50
電光得点表示板	1台	1回	500
スポーツタイマー	1台	1回	500
バスケットボール器具	1式	1回	0
バスケットボール用 オフィシャル	1式	1回	0
バレーボール器具	1式	1回	0
バレーボール用線審旗	1組	1回	0
バドミントン器具	1式	1回	0
インディアカ器具	1式	1回	0
ソフトバレーボール器具	1式	1回	0
卓球器具	1式	1回	0
ソフトテニス器具	1式	1回	0
記録用机椅子	1組	1回	0

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の利用についても、それぞれ「1回」とする。

4 鴨谷野球場利用料金(2時間単位)

(単位：円)

A面(2/3面)	一般	生徒等	B面(1/3面)	一般	生徒等	全 面	一般	生徒等
	2,030	1,010		1,220	610		3,250	1,620

備考

- (1) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。
- (2) この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合
- (3) 高校生以上が硬式野球で利用する場合は、全面での利用とする。

5-1 荒山テニスコート専用(団体)利用料金

(単位：円)

区分		8:00~ 9:00	9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 18:00	17:00~ 19:00
1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
	生徒等	305	610	610	610	610	305	610

備考

- (1) 利用料金の17:00~18:00の区分については、4月及び9月における使用に限り適用する。
- (2) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。
- (3) この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合

5-2 荒山テニスコート共用(個人)利用料金

(単位：円)

区分	利用料金
1人 2時間	110

堺市公告第148号

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）第16条第2項の規定に基づき、堺市立日高少年自然の家の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 堺市立日高少年自然の家の利用料金

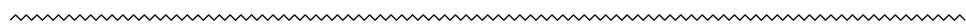
		3歳未満	3歳以上 20歳未満	20歳以上
宿 泊	堺市又は日高町内に在住し、在学し、又は在勤する者	0円	410円	820円
	その他	0円	620円	1,240円

		3歳未満	3歳以上 20歳未満	20歳以上
日 帰 り	堺市又は日高町内に在住し、在学し、又は在勤する者	0円	200円	410円
	その他	0円	310円	620円

※ 上記の規定にかかわらず、家族単位で利用する団体の中に堺市又は日高町内に在住し、在学し、又は在勤する者が含まれる場合は、全員について堺市又は日高町内に在住し、在学し、又は在勤する者とみなす。

※ 日帰り利用については、毎年9月1日から翌年3月末日までの間に限る。

2 適用期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで



堺市公告第149号

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）第17条第1項第2号の規定

に基づき、堺市立日高少年自然の家の休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

1 休館日

- (1) 令和2年5月6日（水）及び5月7日（木）
- (2) 令和2年10月19日（月）、10月26日（月）、11月2日（月）、11月9日（月）、11月16日（月）、11月24日（火）及び11月30日（月）
- (3) 令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）までの日
- (4) 令和3年3月1日（月）、3月8日（月）、3月15日（月）及び3月22日（月）
- (5) 次の場合は、特例により休館日を設ける。
 - ① 施設、設備、器具及び備品等の維持管理に関する業務の実施に伴い、堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
 - ② 地震、台風、感染症等の発生により、堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
 - ③ 堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の全部又は一部の停止を命じられた場合

2 適用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

堺市公告第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー泉北原山台店
堺市南区原山台五丁456番58 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ケーヨー
代表取締役 醍醐 茂夫
千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社ケーヨー
代表者 代表取締役 林 武夫
所在地 千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後) 名 称 株式会社ケーヨー
代表者 代表取締役 醍醐 茂夫
所在地 千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

平成20年5月22日

5 届出年月日

令和2年2月27日

~~~~~  
堺市公告第151号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー泉北原山台店  
堺市南区原山台五丁456番58 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ケーヨー  
代表取締役 醍醐 茂夫  
千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 名 称  | 変更前  | 変更後  |
|------|------|------|
|      | 収容台数 | 収容台数 |
| 駐車場① | 82台  | 20台  |
| 駐車場② | 184台 | 98台  |
| 合計   | 266台 | 118台 |

駐車場の位置については、縦覧による。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 名称   | 変更前  | 変更後  |
|------|------|------|
|      | 収容台数 | 収容台数 |
| 駐輪場① | 10台  | 25台  |
| 駐輪場② | 244台 | 54台  |
| 駐輪場③ | 25台  | —    |
| 合計   | 279台 | 79台  |

駐輪場の位置については、縦覧による。

4 変更年月日

令和2年10月28日

5 届出年月日

令和2年2月27日



堺市公告第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月13日

堺市長 永藤英機

1 開発区域

堺市東区白鷺町三丁299番23及び299番25から299番27まで（第3工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号

近鉄不動産株式会社

代表取締役 倉橋 孝壽

大阪府中央区本町四丁目4番17号

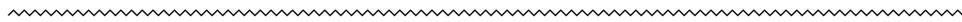
アートプランニング株式会社

代表取締役 松藤 雅美

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役 宮脇 宣綱



堺市公告第153号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、大仙公園日本庭園の利用料金を指定管理者が定めたので同条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

利用料金

入園料

| 区分                                                              | 大人                                                  | 小人   |      |     |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------|------|-----|
|                                                                 |                                                     | 中学生  | 小学生  |     |
| 一般(1人1回)                                                        | 200円                                                | 100円 | 100円 |     |
| 堺市の観光施策のために鉄道事業者等が周遊パスなど入園券相当物を発行する場合における入園券相当物(1人1回分)に含まれる利用料金 | 乗車券の発行枚数が5,000枚未満の場合及び5,000枚以上であるが、多大な広告効果が見込まれない場合 | 100円 | 100円 | 50円 |
|                                                                 | 乗車券の発行枚数が5,000枚以上かつ多大な広告効果が見込まれる場合                  | 50円  | 50円  | 25円 |

備考

その他の利用料金については、令和元年12月20日付け堺市公告第659号で公告したとおり

~~~~~

堺市公告第154号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
堺市立三宝小学校ほか44校園で使用する都市ガスの供給
予定使用ガス量 777,125m³
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日
令和2年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
代表取締役 岩根 茂樹
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額
¥5,366,142-（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年12月2日

堺市公告第155号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
堺市立八田荘小学校ほか42校園で使用する都市ガスの供給
予定使用ガス量 719,220m³
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日
令和2年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
代表取締役 岩根 茂樹
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額
¥5,042,295－（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年12月2日



堺市公告第156号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

堺市立東三国丘小学校ほか41校園で使用する都市ガスの供給
予定使用ガス量 786,005m³

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局学校管理部施設課

3 落札者を決定した日

令和2年1月29日

4 落札者の氏名及び住所

関西電力株式会社
代表取締役 岩根 茂樹
大阪市北区中之島3丁目6番16号

5 落札金額

¥5,406,453－（税抜）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年12月2日

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第2号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、令和2年3月13日から令和2年3月31日までの間、堺市上下水道局下水道部下水道管路課情報係において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 公共下水道の供用開始の公示

(1) 供用を開始する年月日 令和2年3月31日

(2) 供用を開始する区域

ア 堺区 神南辺町4丁の一部区域

イ 中区 上之、辻之、陶器北、八田寺町、八田北町、東山、平井及び福田の各一部区域

西 区 草部の一部区域

南 区 泉田中、片蔵、釜室、小代、逆瀬川、高尾1丁、富蔵、豊田、畑、鉢ヶ峯寺、檜尾、三木閉及び和田の各一部区域

ウ 美原区 黒山、多治井及び平尾の各一部区域

(3) 供用を開始する排水施設の位置 堺市上下水道局下水道部備付けの図書のとおり

(4) 供用を開始する排水施設の排除方法

- ア 前記(2)アの区域 合流式
- イ 前記(2)イの区域 分流式
- ウ 前記(2)ウの区域 分流式

2 下水の処理開始の公示

(1) 下水の処理を開始する年月日 令和2年3月31日

(2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域

(3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- ア 前記1(2)アの区域 位置 堺市堺区松屋大和川通4丁147番地1
名称 三宝水再生センター
- イ 前記1(2)イの区域 位置 堺市中区八田西町1丁2番1号
名称 泉北水再生センター
- ウ 前記1(2)ウの区域 位置 松原市天見西7丁目265番地の1
名称 今池水みらいセンター

選挙管理委員会公表

堺市選挙管理委員会公表第2号

平成31年4月7日執行の堺市議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和2年2月7日付け堺市選挙管理委員会公表第1号のうち、下記の候補者につき、訂正後の要旨を別紙のとおり公表する。

令和2年3月13日

堺市選挙管理委員会
委員長 大橋 金剛

- 【東区選挙区】 乾 恵美子
- 【南区選挙区】 野田 幸子
- 【北区選挙区】 岡井 勤
- 【美原区選挙区】 松本 修

候補者氏名	乾 恵美子	所属党派	日本共産党	期 間 平成 31 年 1 月 26 日 から 平成 31 年 4 月 18 日 まで 第 1 回分
出納責任者	河野 健一			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(金 額)	人件費	円
		円	家屋費	選挙事務所費 45,000
日本共産党 堺地区委員会		1,023,439		集会会場費 29,500
河野 健一	自営業	45,000	通信費	51,091
高松自治会		5,000	交通費	400
			印刷費	734,435
			広告費	634,400
			文具費	9,080
			食糧費	6,818
			休泊費	
			雑費	11,630
その他の寄附	件			
その他の収入				
今回計		1,073,439	今回計	1,522,354
前回計			前回計	
総 計		1,073,439	総 計	1,522,354

	項 目	金額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	60,080円
	ポスターの作成	388,835円
	計	448,915円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

候補者氏名	野田 幸子	所属党派	日本共産党	期 間 平成 31 年 3 月 1 日 から 平成 31 年 4 月 20 日 まで 第 1 回分
出納責任者	奈良谷 けい子			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(金 額)	人件費	円
		円	家屋費	選挙事務所費 45,000
日本共産党 堺地区委員会		483,840		集会会場費 4,000
			通信費	9,058
			交通費	
			印刷費	775,440
			広告費	57,490
			文具費	6,412
			食糧費	68,282
			休泊費	
			雑費	4,838
その他の寄附	件			
その他の収入				
今回計		483,840	今回計	970,520
前回計			前回計	
総 計		483,840	総 計	970,520

	項 目	金額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	60,080円
	ポスターの作成	426,600円
	計	486,680円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

候補者氏名	岡井 勤	所属党派	日本共産党	期 間 平成 31 年 1 月 10 日 から 平成 31 年 4 月 22 日 まで 第 1 回分
出納責任者	本田 正勝			

収入			支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(金 額)	人件費	
		円	家屋費	選挙事務所費 集会会場費 140,000
日本共産党 堺地区委員会		680,078	通信費	
			交通費	
			印刷費	888,645
			広告費	71,754
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑費	30,664
その他の寄附 件				
その他の収入				
今回計		680,078	今回計	1,131,063
前回計			前回計	
総 計		680,078	総 計	1,131,063

	項 目	金額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	60,080円
	ポスターの作成	390,905円
	計	450,985円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

候補者氏名	松本 修	所属党派	日本共産党	期 間 平成 31 年 1 月 28 日 から 平成 31 年 4 月 5 日 まで 第 1 回分
出納責任者	松本 けい			

収入			支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(金 額)	人件費	
		円	家屋費	選挙事務所費 集会会場費 502,160 14,500
日本共産党 堺地区委員会		1,037,508	通信費	
			交通費	
			印刷費	750,600
			広告費	26,760
			文具費	
			食糧費	37,522
			休泊費	
			雑費	157,588
その他の寄附 件				
その他の収入				
今回計		1,037,508	今回計	1,489,130
前回計			前回計	
総 計		1,037,508	総 計	1,489,130

	項 目	金額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	60,080円
	ポスターの作成	400,680円
	計	460,760円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

候補者氏名	松本 修	所属党派	日本共産党	期 間 平成 31 年 1 月 28 日 から 平成 31 年 4 月 25 日 まで 第 2 回分
出納責任者	松本 けい			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (金 額) 円		円
日本共産党 堺地区委員会	1,037,508	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費	9,138
その他の寄附 件		通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費	
その他の収入			
今回計	1,037,508	今回計	9,138
前回計		前回計	1,489,130
総 計	1,037,508	総 計	1,498,268

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	60,080円
	ポスターの作成	400,680円
	計	460,760円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第 2 回報告分
----------	------------	----------

人事委員会規則

堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月13日

堺市人事委員会

委員長 前田 寛 司

堺市人事委員会規則第3号

堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成18年人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第28号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月13日

堺市人事委員会

委員長 前田 寛 司

堺市人事委員会規則第4号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成18年人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。